

# 【奈良市プレミアム商品券】

## 参加店舗 募集要項

奈良市プレミアム商品券事務局

2015.5.20現在

## ◆事業の趣旨

市域における消費を喚起し、地域経済の活性化に資することを目的として、プレミアム商品券を発行します。併せて、子育て世帯に向けた生活応援を行うとともに、奈良市ポイント制度事業の普及を図ることによる市内での消費喚起を促します。

### 1 商品券の事業概要

子育て世帯を応援する「ももいろいろジーカ子育て世帯応援プレミアム商品券」と奈良市ポイント制度事業で利用できる「奈良市ポイント付プレミアム商品券」の2種類を発行します。

発行者	奈良市	
商品券の種類 (名称)	子育て世帯応援事業 (ももいろいろジーカ子育て世帯応援プレミアム商品券)	奈良市ポイント制度事業 (奈良市ポイント付プレミアム商品券)
購入対象者	奈良市に住民登録があり、18歳未満(平成9年4月2日～平成27年6月1日生まれ)のお子さんがある世帯	奈良市に住民登録がある市内在住者の応募者で抽選に当選した者
発行内容	総数12万5千冊	
	冊数：9万5千冊予定 額面：1冊12,000円 (額面1,000円の12枚綴)	冊数：3万冊予定 額面：1冊12,000円 (額面1,000円の12枚綴＋奈良市ポイント1,000P引換券付)
販売価格	1子世帯は、9,000円 2子世帯は、8,000円 3子以上の世帯は、7,000円	10,000円
購入可能冊数	1世帯3冊まで	1人3冊まで
利用期間	平成27年7月17日(金)から 平成28年1月31日(日)まで	平成27年10月1日(木)から 平成28年1月31日(日)まで
販売方法	予約販売	
	・往復はがきによる事前申込みの予約販売(抽選なし)	・往復はがきによる事前申込みの予約販売(抽選あり)
案内発送	平成27年6月12日(金)から順次発送(該当世帯にDM発送)	
申込み期間	平成27年6月15日(月)から 平成27年7月10日(金)まで	平成27年8月1日(土)から 平成27年8月31日(月)まで
しみんだより 掲載	平成27年6月1日号(利用店舗募集)	
	平成27年7月1日号 (対象世帯に再案内用として)	平成27年8月1日号
抽選日	申込み世帯全て(抽選なし)	平成27年9月10日(抽選)
引換はがき 発送	平成27年7月10日(金)から 平成27年7月15日(水)まで	平成27年9月11日(金)から 平成27年9月15日(火)まで
商品券 引換期間	平成27年7月17日(金)から 平成27年7月26日(日)までの 10日間	平成27年10月1日(木)から 平成27年10月7日(水)までの 7日間

		※上記の引換期間中に引換されなかった商品券があった場合、再抽選を行い、平成27年11月14日（土）～11月18日（水）までの5日間に、再度引換販売を予定しています。
引換販売店舗数	約30店舗	
利用店舗数	奈良市内(一部を除く)に店舗のある小売店、飲食店及び旅館など 約1,000店舗を予定	
店舗負担	1%（1,000円券1枚につき10円負担）及び振込み手数料	
発行額	総額15億3千万円	
	11億4千万円	3億9千万円
プレミアム 総額	総額約4億3千万円	
	約3億4千万円	9千万円 ・商品券分：6千万円 ・奈良市ポイント分：3千万円

## 2 商品券取り扱い厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の引換は禁止しています。
- 商品券面額以下の利用の場合であっても、お釣りは渡さないでください。
- 不足分は現金等で受け取ってください。
- 綴りから切り離された商品券は原則使用できませんが、利用者が綴りを持っており、商品券の管理番号からその綴りのものと合致すれば、使用できます。
- 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるように、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。  
※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。

## 3 商品券の利用対象にならないもの

- 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）。
- 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入。
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入。
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い。
- 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い。
- 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- 商品券の引換又は売買。

## 4 参加資格

奈良市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を利用可能とす

ることができるもの。ただし、大型店舗などで、ひとつの建物が他市とまたがる場合は、利用者の利便性を考慮して、当該建物内に存する全ての店舗に参加資格を有するものとする。

また、次の事業者を除きます。

- ①「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っているもの。
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの。
- ③上記3「商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
- ④奈良市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けているもの。
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等。
- ⑥役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑦暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑧役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 5 参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ①利用可能店舗であることが明確になるよう、販売ツール（ポスター及びステッカー）を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ②利用者が使用される商品券について、問題ないかの確認をしてください。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨奈良市プレミアム商品券コールセンターにも、ご報告をお願いします。  
確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての方に周知ください。
- ③商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に参加店舗受領印を押印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否してください。
- ④使用済の商品券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合に備え、確認のため、参加店舗控え部分を、入金確認を完了するまで大切保管してください。

※この控えがない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意ください。なお、控え部分がある場合でも、振り込み後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんので、ご理解ください。

なお、選定時の店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。

- ⑤商品券額面額に対し、1%のご負担いただきますので、換金時に負担分が差し引かれます。  
(1枚1,000円の商品券に対し、10円の負担をしていただきます)  
また、口座振込となりますので、振込手数料のご負担もお願いします。
- ⑥商品券の引換及び売買は行わないでください。  
利用期間中における商品の販売、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- ⑦プレミアム商品券事業の運営にご協力ください。

## 6 申し込みについて

### (1) 申込方法

- ①希望される方は、この「募集要項」に同意のうえ、別添「奈良市プレミアム商品券参加店舗登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入、押印し、下記のいずれかの方法で申請してください。

・申請先宛名 〒630-8586 奈良市登大路町36番地の2 奈良市商工会議所内  
「奈良市プレミアム商品券事務局参加店舗受付係」

・FAX

6月1日以降 050-3786-7519 奈良市プレミアム商品券コールセンター

・インターネット

6月1日以降 「奈良市プレミアム商品券コールセンター」を検索

※大型店・量販店・チェーン店・系列店など市内に複数店舗を持つ事業者については、事業者単位で一括してお申込いただいて結構です。その際は参加店舗が「募集要項」に同意している必要があり、各店舗の名称(例：○○○デンキ奈良店)、所在地(郵便番号を含む)、電話番号、FAX番号、担当者氏名、担当者メールアドレスがわかるものを別に添付して申請してください。

### (2) 申込期間

平成27年6月1日(月)から平成27年6月30日(火)まで

※申込期間以降も参加店舗の申込みを受付しますが、専用のホームページへの掲載が遅れるため、出来るだけ早い時期にお申込みください。

### (3) 参加店舗の選定

申込みのあった事業者については、市の審査を経て、参加店舗と承認します。

結果については、事務局から電子メール又は郵送にて通知します。

店頭に掲示して頂く参加店舗表示ステッカー及びポスターは後日配布します。

ただし、申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

### (4) その他

参加店舗向けのマニュアルを作成し、配布します。

詳細については、後日ご案内いたします。

販売用ツール(ステッカー、ポスター、チラシなど)及びを専用の換金ツールを後日配布の予定です。

## 7 参加店舗の取消等

- ・申込内容に虚偽・不備等がある場合、もしくは、「募集要項」に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否や参加店舗の承認取消し、損害金が生じた際はご請求する場合があります。

## 8 換金について

以下を換金の基本方針とします。

- ・お渡しする専用の換金ツール（封筒又は段ボール箱）に使用済み商品券を同封し、指定する窓口を持参してください。
- ・事務局で使用済み商品券を確認し、振込み金額を確定します。
- ・最大7回の入金手続きを行いますのが、使用枚数が少ない場合は、何月分かまとめて持ち込んでいただいても結構です。（振込手数料が節約できます。）
- ・指定窓口への持ち込み日ごとの入金予定日は次のとおりです。

	指定窓口への持ち込み日	入金予定日
1	平成27年7月17日から平成27年8月9日まで	平成27年9月10日頃
2	平成27年8月10日から平成27年9月9日まで	平成27年10月9日頃
3	平成27年9月10日から平成27年10月9日まで	平成27年11月10日頃
4	平成27年10月10日から平成27年11月9日まで	平成27年12月10日頃
5	平成27年11月10日から平成27年12月9日まで	平成28年1月8日頃
6	平成27年12月10日から平成28年1月9日まで	平成28年2月10日頃
7	平成28年1月10日から平成28年2月10日まで	平成28年3月10日頃

- ・換金時に参加店舗負担分、1枚1,000円の商品券に対し10円の負担金と振込手数料を差し引いた金額を、申込書記載の指定口座に振込みます。
- ・換金請求期間は、平成27年7月17日（金）～平成28年2月10日（水）まで。  
※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。
- ・換金方法等の詳細については、後日、参加店舗向けに配布する「奈良市プレミアム商品券参加店舗用運営マニュアル」をご覧ください。

## 9 その他留意事項

- ・「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。
- ・参加店舗情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、専用のホームページ及びコールセンターでの広報になります。但し、商店街や大型店舗などは、別途、事前告知する場合がありますので、ご了承ください。
- ・参加店舗として広告などを予定されている際に、「奈良市プレミアム商品券」のデザインの使用を希望される場合は、事前に市の承認が必要となります。専用のホームページに申請様式がありますので、必要事項を記載し、事務局へ提出してください。

お問い合わせ先

奈良市担当課：奈良市観光経済部商工労政課

TEL 0742-34-4741

FAX 0742-36-4058

奈良市プレミアム商品券事務局（奈良市商工会議所内）

TEL 0742-26-6222

FAX 0742-22-1180

\* 6月1日以降に、奈良市プレミアム商品券コールセンターが開設されますので、ご利用ください。

TEL 050-3786-7518

FAX 050-3786-7519